

後期高齢者医療保険料

決定通知書をお送りします

平成21年中の所得に基づき平成22年度の後期高齢者医療保険料を決定し、決定通知書をお送りします。

◆保険料の納め方

4月から年金引き落としによる仮徴収をさせていただいた方には、今回の決定額からすでに納付いただいた分の保険料を差し引いています。

◆保険料

被保険者一人ひとりが納めます。保険料は、2年ごとに直直され、原則として、東京都内では均一です(左図参照)。

◆保険料の軽減措置

左表②③の軽減措置のほか、後期高齢者医療保険加入直前まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者として、ご自分で保険料を払っていなかった方は、所得割額が無

①保険料の決め方

年間保険料(限度額50万円) = 均等割額(被保険者1人当たり37,800円) + 所得割額(賦課のもととなる所得金額×7.18%)

②保険料軽減措置(均等割額)

所得の低い方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

Table with 2 columns: 総所得金額等が下記の基準を超えない世帯, 軽減割合. Rows include 基礎控除額(33万円) 8.5割, 8.5割軽減を受ける世帯のうち... 9割, etc.

※収入が公的年金のみの方は、さらに高齢者特別控除15万円を控除します。※基礎控除額等の数字は、税制改正などで改正されることがあります。

③保険料軽減措置(所得割額)

厚生年金の一般的な収入211万円(賦課のもととなる所得58万円)までの所得の方を対象に保険料を軽減します。

Table with 2 columns: 賦課のもととなる所得金額(年金収入のみの場合), 軽減割合. Rows include 15万円(年金収入168万円)まで 全額, 20万円(年金収入173万円)まで 75%, 58万円(年金収入211万円)まで 50%

料となり、均等割額が9割軽減されます。

◆保険料の支払方法を「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更できます

【手続き方法】

市役所1階5番保険年金課後期高齢医療係窓口へ直接お越しください。

◆保険料の軽減措置

左表②③の軽減措置のほか、後期高齢者医療保険加入直前まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者として、ご自分で保険料を払っていなかった方は、所得割額が無

※年金引き落とし中止には、次回支給月の前々月の初日までに手続きが必要です。

◆社会保険料控除について

後期高齢者医療保険制度の保険料は、所得税や住民税を計算するとき、社会保険料の控除対象となります。年金から引き落としの方は、被保険者に社会保険料控除が適用されますが、口座振替を選択された場合は、保険料をお支払いいただいた口座振替の名義の方に適用されます。

問合せ 保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767

ご存じですか

市民標準葬祭

市民の皆さんの経済的な負担を軽減し、安心して葬儀が行なえるよう、葬儀業者(下表参照)と協定を結んでいます。

利用できる方①市内にお住まいの方が亡くなった

とき②市民の方が市内または近隣(立川市・昭島市・武蔵村山市・羽村市・あきる野市・瑞穂町)で葬儀を行なうとき

利用方法直接、取扱業者に申し込んでください。

問合せ総合窓口課 ☎551・1595

標準葬儀の料金※祭壇は取扱い業者により異なります

Table with 3 columns: 内容, 料金, 備考. Rows include 祭壇 120,000円, 企画執行管理料 120,000円, 木棺(桐八分) 40,000円~, etc.

Table with 2 columns: 別途料金, 料金. Rows include マイクロバス 40,000円~, 照明設備一式 5,000円~, etc.

【市民標準葬祭取扱業者一覧】

Table with 3 columns: 事業所名, 住所, 電話番号. Rows include ㈱愛礼儀典, 愛和セレモニー, 島田屋造花店, etc.

市民契約保養施設のご案内

市民の皆さんが、指定された宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を市が助成します。

利用方法

①下表の予約申込み先(旅行業者など)へ宿泊の予約をしてください。利用料金などは、指定旅行業者にお問い合わせください。

※施設のパンフレットや利用方法は、指定旅行業者または総合窓口課(市役所1階7番)にお問い合わせください。

②利用申請書に記入のうえ、総合窓口課へ提出して利用券を受け取ってください。

助成金 下表を参照※「小人」は4歳以上から小学6年生までです。

助成対象者 申請する6か月前から引き

続き市内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている方、または外国人登録原票に登録されている方(ただし、在留資格を有するもの)。18歳未満の方だけで利用する場合は保護者の同意が必要です。

利用券の交付枚数 利用券の交付は1泊につき1枚で、市民1人当たり同一年度(4月から翌年3月末まで)1枚までになります。

なお、宿泊利用する施設により利用方法が異なりますので、詳しくは総合窓口課のパンフレットまたは市ホームページをご覧ください。※利用申請の際、本人確認書類(運転免許証、保険証等)を持参してください。

問合せ総合窓口課 ☎551・1595

Table with 3 columns: 宿泊施設, 助成金, 予約申込み先. Rows include 旅館・ホテル, 民宿, 保養所, かんぽの宿, 河津温泉旅館組合指定施設, 津南町観光協会指定施設